

■ 平成28年1月22日 エネルギー政策推進特別委員会県内調査

クリーンエネルギー奈良 吉野発電所（吉野郡大淀町馬佐）

【調査目的】木質バイオマスを利用した発電所について

【調査概要】木質バイオマス発電について説明を受け、施設見学を実施

<説明の概要>

[発電所の概要]

- ・ 県内初のバイオマス発電所、平成27年12月17日竣工式
- ・ 資本金 2億7千万円
- ・ 総事業費 約38億円
- ・ 事業面積 約8,000㎡
- ・ 発電出力 6,500kw
所内電力を差し引いた約5,800kwが売電可能
- ・ 使用燃料 当初構想では、未利用材50%、一般材木30%、その他木材20%
現在は、材の集荷を始めて約2年で、未利用材の在庫があり約80%
- ・ 年間売電量 43,000MkWh←約12,000世帯分(吉野町、大淀町の世帯が賄える)

●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいて、20年間固定価格で電気事業者に販売することが可能な、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）を担保に事業を開始した。

●平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、原子力発電所の稼働停止により、原子力に代わるエネルギーの必要性が論じられ、再生可能エネルギーを普及促進していくことになった。

●波及効果として、雇用創出、木材価格の下支えがあげられる。直接的にふえる雇用として、現場作業員12名、出材に必要な林業従事者約50名。

●チップを燃やすことによりCO₂が発生するが、木が成長する過程においてCO₂を吸収して成長しているので、総量はふえない。京都議定書にも明記されている。

●「FIT制度における間伐材等・一般木材買取価格表」に定めた価格で買い取る。林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオバスの証明のためのガイドライン」に基づいた証明及び「間伐材等・一般木質納品書」を添付が必要である。

●間伐材は、市町村が発行する「伐採及び伐採後の造林の届け出に係る適合通知書の写し」を提出してもらい、トレサビリティがついていることを確認できたものみに定めた価格がついている。

【質疑応答】

Q：圧力をかけてタービンを回して発電する方法をとっているが、排熱利用についての計画や考えについて聞きたい。

A：ハウス栽培に利用できればと考えている。もともと発電所が熱利用を前提に設計されておらず、既存の発電出力を損なわない状態で熱利用が可能かどうかは、技術的にも検討しなければならない。

Q：今後、林業者が減っていくと、木材の確保が課題となるが、見通しはどうか。

A：協議会を結成して、材の集荷に注意しているが、山側の施策、奈良県の林業をどのようにしていくかによって、材の集荷量、素材生産量がどうなるかがポイントと考える。

Q：本年4月から電力自由化になることについて、どのように考えているか。

A：当初の事業者との契約期間終了時点で、大淀町、吉野町とタイアップし、地元で新電力の会社をおこして直接住民が消費する、というシステムが考えられる。地産地消で、この場所で作った電気を、この場所で消費する、という構想はある。

Q：バイオマス発電所ができて、森林を育てることも大事であるが、森林環境税だけでは賄いきれない。森林環境税とのタイアップのような新しいものも必要と考える。

A：今は森林環境税の大半が緊急間伐と聞いている。当初は摘出材の需要先がなく、切り捨てるしかなかったが、今はバイオマス利用ができる。

山に木を出してもお金にならないからそのまま放置し、県の出材量が上がらない。

林道の整備ができれば、補助金に頼らず自力で木を搬出できると考える。バイオマス発電所を契機に、山の整備、林道の活性化、南部振興を地域の人とともに進めていきたい。

【施設見学】

